

令和3年8月18日

佐野商工会議所会員事業所の皆様へ

緊急事態宣言措置適用に伴う、当所の対応（8/20～9/12）について

本県が緊急事態宣言措置の適用を受けることとなり、当所管内の中小・小規模事業者への支援を一層強化するため、同期間の土曜日・日曜日の相談対応を次のとおり行うことと致します。（同宣言期間は、無休で相談対応を行います）

日 時 令和3年8月21日（土）・22日（日）・28日（土）・29日（日）

令和3年9月 4日（土）・5日（日）・11日（土）・12日（日）

10:00 ～ 16:00（当所職員が対応致します）

※平日（月～金曜日9:00 ～ 17:00）は通常どおり対応します。

場 所 佐野商工会議所（佐野市大和町 2687-1）

相談内容 営業時間短縮協力金・地域企業事業継続支援金・月次支援金・  
応援一時金・新型コロナ貸付等の事業継続支援に関すること

対 象 者 佐野市内で事業を営む商工業者の皆様

申込方法 土・日曜日の出勤人数に限りがあるため、事前に電話をいただくと、  
お待ちいただくことなく、ご相談いただけます。（平日は、予約不要です）

お問合せ先 当所経営支援課長 青木 Tel0283-22-5511